

食品中の放射性物質の検査について

厚生労働省 医薬食品局
食品安全部 監視安全課

■ 食品中の放射性物質への対応（1）

■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として対応（23年3月17日～24年3月31日）
厚生労働省薬事・食品衛生審議会などでの議論を踏まえ、基準値を設定（24年4月1日～）

■ 食品中の放射性物質に関する検査

17都県を中心に地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始(23年3月18日～)

検査実施状況：23年3月18日～24年3月31日 136,975件、うち暫定規制値超過 1,204件
24年4月 1日～24年4月30日 13,867件、うち基準値超過 350件

■ 超過食品の回収、廃棄

食品衛生法に基づき、基準を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄

■ 食品の出荷制限

【原子力災害対策本部】

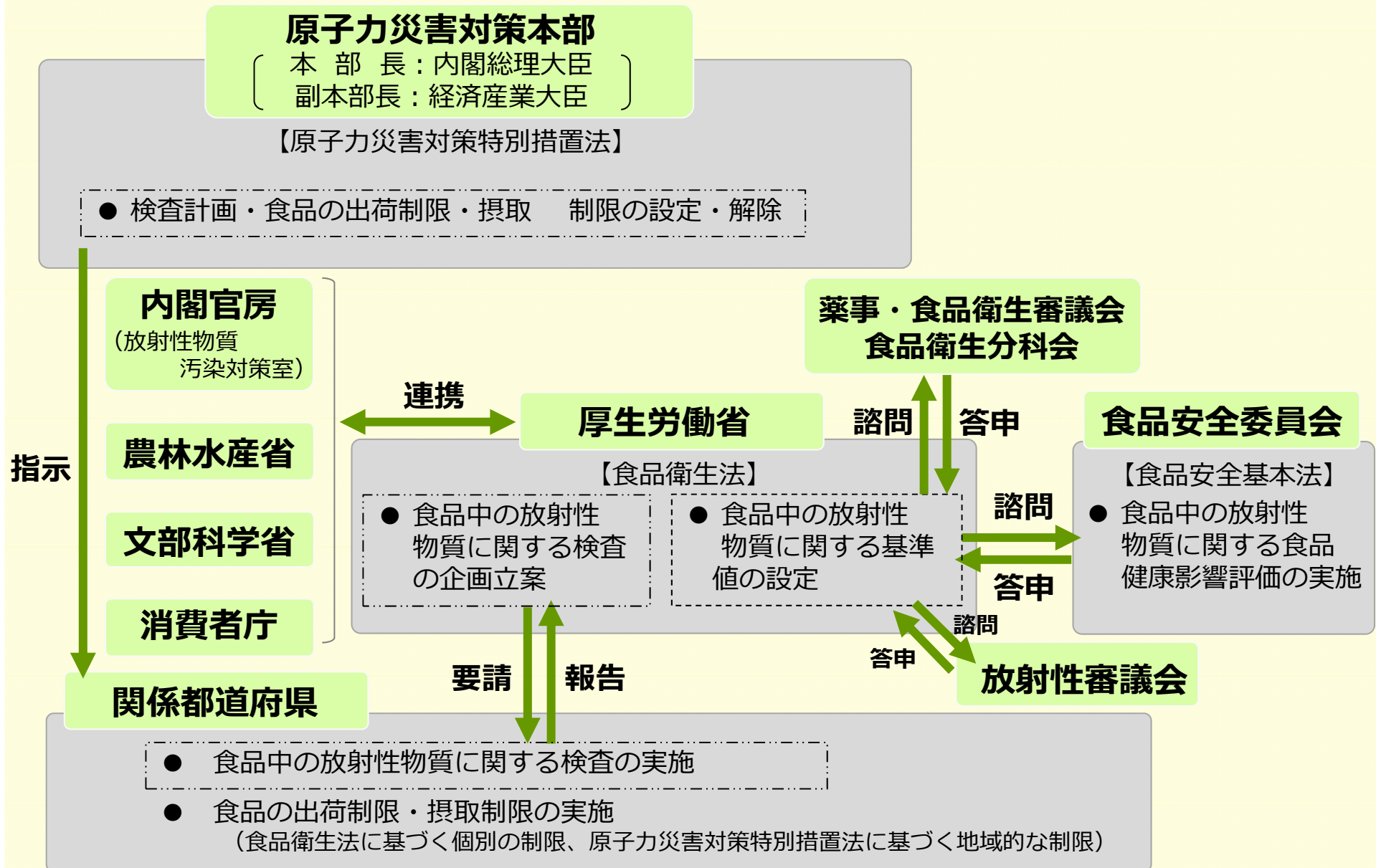
原子力災害対策特別措置法に基づき、基準を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示（23年3月21日～）

■ 食品の出荷制限等の解除

【原子力災害対策本部】

直近の1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下


■ 食品中の放射性物質をめぐる対応のスキーム



■食品中の放射性セシウムに関する検査計画（1）

原子力災害対策本部において策定

- 対象自治体（17都県）
過去の出荷指示の実績を踏まえ、2グループに分類
- 対象品目
 - ・放射性セシウムの検出レベルの高い食品
 - ・飼養管理の影響を大きく受ける食品
 - ・水産物
 - ・出荷制限の解除後の品目
 - ・市場流通品 等
- 対象区域・検査頻度
⇒検出レベル・品目の生産・出荷等の実態に応じて実施

 **各都道府県に対し、検査計画の策定、
検査の実施を通知**
（対象以外の自治体における検査の実施を含む）

■ 食品中の放射性セシウムに関する検査計画（2）

	福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県			青森県、岩手県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県		
	>50Bq/kg 市町村	主要産地の市町村	その他の市町村	>50Bq/kg 市町村	主要産地の市町村	その他の市町村
>100 Bq/kg	3検体以上	3検体以上	1検体以上	3検体以上	1検体以上	1検体以上
50~100 Bq/kg	3検体以上	1検体以上	—	3検体以上 (注)	1検体以上 (注)	—
乳	クーラーステーション単位で週1回			検出状況を考慮して1~2週に1回		
牛肉	農家毎に3か月に1回			岩手県は農家毎に3か月に1回		
内水面魚	週1回程度			過去の検査結果を考慮して設定		

(注) 50Bq/kgを超える放射性セシウムを検出した都県で対象とする。

	福島県、宮城県、茨城県	岩手県、千葉県
海産魚	週1回程度	過去の検査結果を考慮して設定

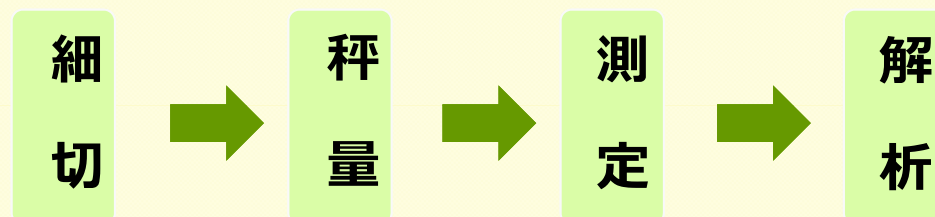
■食品中の放射性セシウムに関する検査計画（3）

品目		主な内容
野菜、果実類等		出荷開始3日前から出荷初期段階で検査を行い、問題が無い場合には、月単位で間隔をあけて定期的に検査。
乳		クーラーステーション又は乳業工場で検査。
茶		一番茶、二番茶等、茶期ごとに実施。主要産地で、原則として1回以上、出荷開始3日前から出荷初期段階に荒茶（飲用状態）を検査。
水産物	内水面	河川、湖沼等の漁業権等を考慮して県域を適切な区域に分け、主要地域で検査。
	沿岸	水揚げ、漁業権、漁業許可等、漁場・漁期を考慮し、県沖を区域に分け、主要水揚げ港において検体採取。表層、中層、底層、海藻等、主要品目を検査。
	沖合	回遊の状況等を考慮して、漁場を千葉県から青森県の各県沖（県境の正東線で区分）の主要水揚げ港等で検体採取。
小麦		カントリーエレベーター又は保管倉庫でロット単位※で（<300t）検査。H23産で50 Bq/kgを超えた県は全ロット検査。その他の県は最初のロットが50 Bq/kgを超過した地域は全ロット検査。
牛肉		3か月に1回の農家ごとの検査に基づき、管理が可能な牛の種類、飼養地域又は飼養農家等の範囲で出荷制限を設定・解除。
米		市町村ごとに出荷開始前に検査。H23年産で50 Bq/kgを超える農家については綿密な検査。その他は地域の作付面積、H23年産の検査結果等に応じ別途検査点数を設定。全量全袋検査は作付け制限・出荷制限対象地域のうち、安全管理体制の整備等を前提に出荷制限が解除され、作付が認められた区域、旧緊急時避難準備区域を対象。出荷制限は市町村、旧市町村などの地理的範囲が明確になる単位で設定。

■食品中の放射性セシウムに関する検査の手順

- ① ゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析法
- ② NaIシンチレーションスペクトロメータ等を用いた放射性セシウムスクリーニング法（最終改正：平成24年3月）
← 平成23年7月、短時間で多数の検査を実施するため導入

<測定の流れ>



牛肉



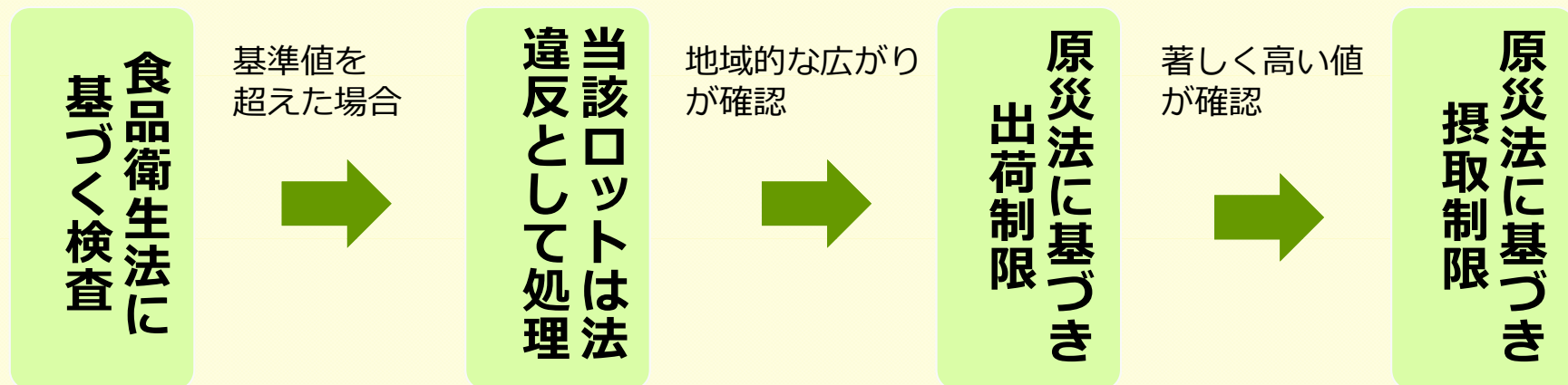
野菜



■原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限（1）

Ⅲ.出荷制限等

- 原子力災害対策特別措置法（原災法）に基づく指示
- 出荷制限等の設定・解除の考え方を明確化
- 地域的な広がりが確認された場合に「**出荷制限**」
- 著しく高濃度の値が検出された場合は「**摂取制限**」



■原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限（2）

■出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

- 地域的な広がりが確認された場合に、地域・品目を指定して設定。
- 地域は、都道府県域を原則。ただし、自治体による管理が可能であれば、複数区域に分割※。
※管理状況等を考慮し、市町村・地域ごとに細分して区域を設定。

■出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

- 当該自治体からの申請による。
- 解除対象の区域は、集荷実態等を踏まえ複数区域に分割が可能。
- 直近1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下

■原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の対象食品（5月1日時点）

県名	出荷制限品目
福島県	<p>(一部地域) 原乳、ホウレンソウ・カキナ等の非結球性葉菜類、キャベツ等の結球性葉菜類、ブロッコリー・カリフラワー等のアブラナ科の花蕾類、カブ、原木シイタケ（露地・施設栽培）、原木ナメコ（露地栽培）、キノコ類（野生のものに限る。）、<u>たけのこ</u>、<u>わさび</u>（畑において栽培されたものに限る。）、<u>くさそてつ（こごみ）</u>、<u>たらめ</u>（野生のものに限る。）、<u>ふきのとう</u>（野生のものに限る。）、ウメ、ユズ、クリ、キウイフルーツ、<u>米</u>（平成23・24年産）、<u>ヤマメ</u>（養殖を除く。）、<u>ウグイ</u>、アユ（養殖を除く。）、<u>イワナ</u>（養殖を除く。）、<u>コイ</u>（養殖を除く。）、<u>フナ</u>（養殖を除く。）、イノシシ肉、クマ肉</p> <p>(全域) イカナゴの稚魚、牛肉 注1)</p>
茨城県	<p>(一部地域) <u>原木シイタケ</u>（露地・施設栽培）、<u>たけのこ</u>、茶、<u>シロメバル</u>、<u>スズキ</u>、<u>ニベ</u>、<u>ヒラメ</u>、<u>アメリカナズ</u>（養殖を除く。）、<u>ギンブナ</u>（養殖を除く。）</p> <p>(全域) イノシシ肉 注1)</p>
栃木県	<p>(一部地域) 茶、原木クリタケ（露地栽培）、原木ナメコ（露地栽培）、<u>原木シイタケ</u>（露地・施設栽培）、<u>タケノコ</u>、<u>くさそてつ（こごみ）</u>、<u>こしあぶら</u>（野生のものに限る。）、<u>さんしょう</u>（野生のものに限る。）、<u>たらめ</u>（野生のものに限る。）</p> <p>(全域) 牛肉 注1)、イノシシ肉 注1)、シカ肉</p>
千葉県	<p>(一部地域) <u>原木シイタケ</u>（露地栽培）、<u>たけのこ</u>、茶</p>
神奈川県	<p>(一部地域) 茶</p>
群馬県	<p>(一部地域) <u>ヤマメ</u>（養殖を除く。）、茶</p>
宮城県	<p>(一部地域) <u>原木シイタケ</u>（露地栽培）、<u>タケノコ</u>、<u>くさそてつ（こごみ）</u>、<u>スズキ</u>、<u>ヤマメ</u>（養殖を除く。）、<u>ウグイ</u></p> <p>(全域) 牛肉 注1)</p>
岩手県	<p>(一部地域) <u>原木シイタケ</u>（露地栽培）</p> <p>(全域) 牛肉 注1)</p>

注1) 福島県、栃木県、宮城県、岩手県の牛肉及び茨城県、栃木県のイノシシ肉に係る出荷制限については一部解除

注2) 太字については、平成24年4月以降、新たに出荷制限の指示又は指示対象範囲が拡大した品目を指す。

■食品中の放射性セシウムに関する検査結果の公表

各自治体等で実施された検査結果について、

- 厚生労働省で取りまとめホームページで公表
- 地図上にわかりやすく記載
- 放射性物質が検出されなかった場合は、検出下限値を記載
- 各自治体の検査計画・実施状況をホームページで公表

